

令和 5 年 3 月 28 日

各 中 学 校 長 様  
特別支援教育コーディネーター 様

清新二中グループ 巡回指導拠点校  
江戸川区立清新第二中学校  
校 長 白 石 亨

## 特別支援教室専門員の業務内容について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力くださり感謝申し上げます。このたび、巡回指導対象生徒の増加傾向に伴い、専門員の業務内容を清二グループで明確化して揃えさせていただきたく資料を作成いたしました。専門員は、下記のとおり巡回指導教員や通常学級の教員、巡回相談心理士の三者との連絡・調整、生徒の観察・記録、その他巡回指導教員が円滑に指導を行えるよう環境を整備することが主な業務内容となっております。日々異なる学校で指導に当たる巡回指導教員の円滑な業務遂行のため、また特別支援教室に通室する生徒へのよりよい指導のため、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 専門員の業務

##### (1) 巡回指導のある日

- ①通常学級の教員に巡回指導日であることの周知
- ②巡回指導が行われる教室等の準備、片付け
- ③巡回指導を受けている生徒の行動観察と行動観察の記録作成
- ④巡回指導教員との1時間目・放課後の打ち合わせ
- ⑤巡回指導教員から依頼のあった教材作成や環境整備
- ⑥通常学級の教員への事務連絡等の対応

##### (2) 巡回指導のない日

- ①授業中や休み時間の生徒の行動観察と行動観察の記録作成
- ②巡回指導教員から依頼のあった教材準備・教材作成・事務作業・環境整備
- ③通常学級の予定、巡回指導対象生徒の情報収集
- ④通常学級の教員と巡回指導教員をつなぐ窓口としての連絡・調整
- ⑤巡回相談心理士との連絡・調整（特支コーディネーターと共に行う）

### (3) 専門員の特別支援委員会・校内判定委員会への出席

専門員の出席は業務としては位置づけられてはいません（都教委）。

つきましては、専門員の出席はあくまでも任意となりますので、個別にご相談ください。

## 2 その他意識していただきたいこと

巡回指導教員は巡回校から巡回指導対象生徒の資料を持ち出すことができません。そのため巡回校の生徒について、専門員と打ち合わせや会議ができるのは巡回指導日のみです。放課後に支援が必要な場合もあるため、巡回指導日に学校の予定（不登校生徒対応、放課後補習教室等）でエンカレッジルームを使用するのは、極力避けてください。

### 【巡回指導マニュアルより】

#### 第3特別支援教室専門員の配置

特別支援教室で指導を行う児童・生徒がいる学校1校につき1名が、拠点校、巡回校を問わず配置されます。特別支援教室専門員は、校内における連絡・調整や指導の記録を行うことから、学校教育や学校運営への理解が求められるため、教員として勤務経験がある者、又は教員免許を有する者が望ましいとされています。特別支援教室専門員が担当する業務は以下のとおりです。

#### 東京都教育委員会

- (1) 児童・生徒が特別支援教室で指導を受ける時間割と在籍学級の時間割等を調整する。
- (2) 巡回指導教員及び巡回相談心理士と連絡・調整を行う。
- (3) 特別支援教室での指導内容に応じて使用する教室や教具を調整する。
- (4) 巡回指導教員の指示に基づき、個別の課題に応じた教材を作製する。
- (5) 児童・生徒の行動観察及び指導の記録を作成し、巡回指導教員へ報告する。
- (6) 巡回指導教員の指示に基づき、特別支援教室における指導の様子や在籍学級における配慮事項等を在籍学級担任等へ伝達する。その他、巡回指導教員と在籍学級担任等との連絡調整の補助を行う。

## 3 さいごに

上記の内容が業務ですので、原則、これを越えて業務を依頼することはできません。また、専門員は、教員としての採用ではないため、原則、指導を行うことや、「個別の教育課程」、「個別指導計画」、「学校生活支援シート」、「就学支援委員会への提出書類」などの作成を行うことはできません。

生徒への支援や指導が必要な場合は、改めて学習支援員や介助員を申請してくださるようよろしくお願いいたします。

特別支援教室専門員の業務にご理解とご協力、ご配慮をお願いいたします。